

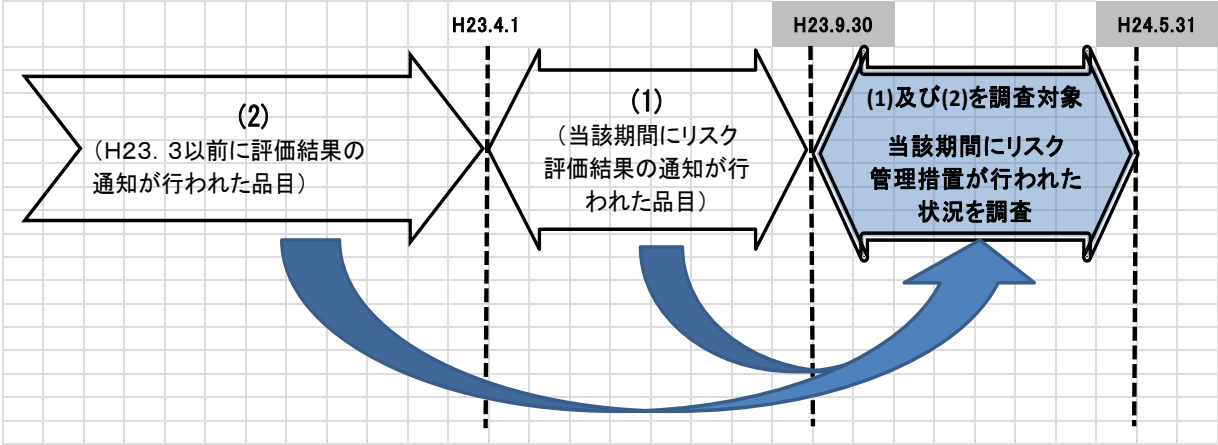
# 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 24 年 5 月末時点)

## 《調査の概要》

○ 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策（リスク管理措置）に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況について、年 2 回調査を行っているもの。

## 《調査対象》

- 本調査は、
- (1) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った評価品目（8 分野、55 品目）  
追加物 3 品目、農薬 33 品目、動物用医薬品 5 品目、微生物・ウイルス 1 品目、プリオン 1 品目、遺伝子組換え食品等 8 品目、新開発食品 2 品目、肥料・飼料等 2 品目
  - (2) (1) 以前に評価結果の通知が行われたが、前回（平成 23 年 9 月末時点）までの調査において、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（9 分野、116 品目）  
追加物 6 品目、農薬 42 品目、動物用医薬品 28 品目、化学物質・汚染物質 29 品目、微生物・ウイルス 2 品目、かび毒・自然毒 4 品目、遺伝子組換え食品等 1 品目、新開発食品 2 品目、肥料・飼料等 2 品目
- を対象とし、平成 24 年 5 月 31 日時点の施策の実施状況について調査を行った。



## 《調査方法》

○ 調査は、リスク管理機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」による報告（平成 24 年 5 月 31 日現在）を受けるとで行った。

## 《施策の実施状況の概況》

- リスク管理措置済みのもの（資料5-2の一覧表のAに分類）については、いずれも評価結果を踏まえて適切なリスク管理措置がなされていると考えられる。

【詳細は資料5-3】

- また、前回調査より、過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目（滞留品目）について、食品の安全性確保の観点から、重点的にその進捗状況等を確認することとした。

【確認方針は資料5-4】

- 今回調査においては、過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目（滞留品目）が、農薬で7品目、動物用医薬品で19品目、肥料・飼料等で3品目、化学物質・汚染物質29品目、かび毒・自然毒2品目がみられる。

【滞留品目の一覧は資料5-5】

ただし、これらのうち、確認方針（資料5-4）の2(1)（現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果）及び(2)（曝露状況に関して不確実な要素がある品目）に該当し、かつ、3(1)のヒアリング対象（評価結果通知後3年超の品目（遺伝毒性・発がん性物質等は1年超の品目））に該当するものは確認されなかった。

- なお、前回調査において、過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目（滞留品目）に該当したものについては、今回調査においては、農薬14品目中7品目、動物用医薬品12品目中4品目に進捗がみられている。

また、前回調査において、ヒアリングを実施した品目（下記参考）については、進捗の段階（A～G）の変更に至るだけの進捗はみられていないが、それぞれリスク管理措置の実施に向けた調整等が続けられている。

<参考：前回調査においてヒアリングを実施した品目>

- ①クロルピリホス（農薬）
- ②クロルスロン（動物用医薬品）
- ③プロチゾラム（動物用医薬品）
- ④カナマイシン（動物用医薬品）
- ⑤ベンゼン等清涼飲料水関係の23品目（化学物質・汚染物質）

※なお、ヒアリングを実施した品目については、確認方針（資料5-4）においてさらに1年以上進捗がみられない場合、再度ヒアリングを実施することとなっている。